

第14回門真市個人情報保護審議会議事録

開催日時 平成27年9月28日（月）午後4時
開催場所 門真市役所 別館3階 第3会議室
出席委員 植村 興、藤田 昌弘、玄番 允子
欠席委員 奥村 裕和
事務局職員 狩俣法務監察課長、藤井主任、新徳係員
担当職員 橋本企画課長、坂本企画課長補佐、西山企画課副参事

開会（午後4時）

植村会長 それでは定刻になりましたのでただいまより平成27年第14回門真市個人情報保護審議会を開催させていただきます。

まず事務局から、報告事項があるということですので、よろしくお願ひいたします。

狩俣課長 それでは、報告させていただきます。

まず、本日の審議会であります。委員4名中3名の出席になり、委員の過半数が出席しているため、本日の会議は成立しておりますので、報告いたします。

次に、「門真市個人情報保護条例の一部改正」の報告についてであります。別紙の報告資料の1ページから5ページまでを御覧いただけますでしょうか。こちらは、前回7月10日の審議会で法務監察課からの諮問事項として「番号法施行に伴う門真市個人情報保護条例の改正について」において委員の皆様にご審議いただきまして同月27日付けでいただいた答申をもとに作成した、門真市個人情報保護条例の一部改正条例となっております。改正内容としましては、答申をそのまま反映したものとなっております。このたび一部改正条例を9月10日開会の「平成27年門真市議会第3回定例会」に上程し、同月24日に議決をいただきました。

この資料の6ページと7ページは、審議会からいただきました答申を掲載しており、8ページ以降は一部改正後の条例を掲載させていただいております。今回の諮問事項がマイナンバーに関する内容でありますので、諮問事項の審議に入る前に御報告をさせていただきました。以上になります。

植村会長 どうもありがとうございました。委員の皆様にはこの報告について何か質問等は、ありますでしょうか。

（「なし」との声あり。）

植村会長 特にないようでありますので、諮問事項の審議に入らせていただきます。「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（骨子）」について諮問の趣旨等について事務局より説明をお願いいたします。

狩俣課長 こちらの諮問事項につきましては、担当部局であります。企画課の職員より説明したいと思っております。その諮問事項について説明する担当部局の職員について紹介させていただきます。

（担当職員紹介）

狩俣課長 それでは諮問事項の趣旨について、担当職員より説明いたします。

坂本課長補佐 諮問の趣旨について御説明させていただきます。「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」以降「マイナンバー法」との呼称を使わせていただきますが、このマイナンバー法第9条及び第19条に基づき、門真市が個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を制定するに当たり、門真市附属機関に関する条例に基づき、門真市個人情報保護審議会に御意見を伺いたく、諮問をさせていただくものです。それでは今回制定を検討しております条例の

骨子について、企画課の西山から御説明させていただきます。

西山副参事 企画課の西山です。よろしくお願ひします。説明させていただきます。それでは、A3の右肩に審議会資料と書かれました「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（マイナンバーの利用及び提供に関する条例）（骨子）について」を御覧ください。

このたび制定予定の条例の概要としまして、大きく3点あります。まず、「2. 条例の概要」の「(1)個人番号の独自利用について」であります。マイナンバー法では、マイナンバーを税、社会保障と災害対策分野の事務で利用することが定められており、その中でも、どのような事務で利用できるかが、マイナンバー法第9条第1項別表第1において列挙されております。

一方で、マイナンバー法第9条第2項では、税、社会保障、災害対策分野に類する事務であって、地方公共団体が条例で定めることによりマイナンバーが利用できることとされており、それらの事務は、独自利用事務と呼ばれております。

そもそも独自利用事務を定めて、マイナンバーを利用する主な目的は、行政事務の効率化のほか、平成29年7月からではありますが、他市町村等との情報連携が可能となり、例えばある事務で所得の情報が必要である場合に、他市から所得情報の提供を受けることにより、所得証明書の添付の省略ができ、市民の利便性の向上を図ることとなります。

ただし、どんな事務においても他市町村等との情報連携ができるわけではなく資料1の特定個人情報保護委員会という個人番号を利用する者に対して指導や助言等を行う、国の第三者機関があり、その機関より示された事例、「情報連携の対象となる番号法第9条第2項の条例で定める事務（独自利用事務）の事例等について」になりますが、そこに示された事例については、他市町村等との情報連携ができることとなっております。この事例を基準として検討を行いまして、表の15事務について、独自利用事務として定めたいと考えております。

次に、「(2)同一機関内の複数の事務間での特定個人情報の提供について」です。マイナンバー法では、他市町村等との情報連携については定められておりますが、同一機関内での情報連携については、条例で規定する必要があります。

情報連携の例といたしまして、右上の表を御覧いただきたいのですが、例えば国民健康保険の保険給付の支給や保険料の徴収に関する事務を行うために市民税の情報でしたり、住民票の情報を利用するというものです。

また、マイナンバー法に規定されている、他市町村等との連携を行える特定個人情報については、同一機関内でも情報連携できるよう、法律を準用して包括的に条例の規定を行いたいと考えております。

なお、同一機関内での情報連携については、現在も、個人情報保護条例に定める目的外利用の届出により行っており、マイナンバー法の施行に伴い、連携の仕組み等が変わるものではありません。連携する情報がマイナンバーを保有することにより、特定個人情報となるため、条例での定めが必要となるものです。

最後に「(3)同じ地方公共団体内の執行機関をまたがる情報連携について」です。こちらは、市長部局から教育委員会へといった、同一地方公共団体内ではありますが、他の執行機関との情報連携をする場合です。

例としましては、表にありますとおり、教育委員会で行っている、「学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務」において、市長部局で保有する住民票の情報の提供を受けるというものです。

なお、こちらについても現在も情報連携を行っており、マイナンバー法施行に伴い、連携の仕組み等が変わるものではありません。以上が、条例の概要となります。

次に、「3. 条例の施行日について」ですが、「(2)同一機関内の複数の事務間での

特定個人情報の連携」、「(3)同じ地方公共団体内の執行機関をまたがる情報連携について」はマイナンバー利用開始時期に合わせ、平成28年1月1日とし、「(1)個人番号の独自利用について」は、他機関との情報連携が始まる予定である平成29年7月ごろを目途に施行することといたします。

最後に、「4. 今後の方向性について」ですが、先ほどの独自利用事務についての説明と重複する部分がありますが、独自利用事務を定めてマイナンバーを利用する主な目的は、他市町村等との情報連携により所得証明書等の添付書類を省略し、市民の利便性の向上を図ることにあります。

ただし、どのような事務においても他市町村等と情報連携ができるわけではなく、他市町村等と情報連携のできる事例が資料1として示されており、本市もその事例を主な基準として、今回、独自利用事務を定めております。今後もその事例を主な基準とし、事例が今後追加された場合には、事例に基づき独自利用を定めていく方針とすることを併せてお諮りいたします。

なお、本条例に関する今後のスケジュールについては、10月5日から26日まで「パブリックコメント」を行い、平成27年12月議会への上程を目指しております。

本日の審議会において、この内容でお諮りさせていただき、その後、「パブリックコメント」での市民の皆様のお意見を御受け、御意見に対する市の考え方や骨子案に修正が必要な場合には、その結果を反映したものをパブリックコメント実施後に委員の皆様にご提供させていただきますので最終的には、その内容を御確認にいただいた上で、ご答申いただければと考えております。以上で説明を終わらせていただきます。

植村会長 以上で説明は終わりました。これより審議に入ります。ただいまの説明について何か御質問、御意見等はありませんでしょうか。

玄番副会長 今までも実際に行ってきた事務、例えば資料2に「こどもの医療の助成に関する事務」というものがありますが、その中で連携できる情報というものが1番から4番まであります。申告する立場からしますと、このように必要な書類を全部用意して申告をしなければいけないというのが今までの状況だったのでしょうか。そして、そのマイナンバーを申告することによって、自動的に役所の方が、他市との関係があったとしても連携をとってもらえると理解してよろしいでしょうか。

坂本課長補佐 お答えさせていただきます。その前に資料2についての説明が漏れておりましたので、説明いたします。資料2を御覧ください。今回、国からの事例に照らし、15の独自利用事務を選定させていただき、その事務について、法定の事務に準じて情報連携として、最大限に使える情報としてこれだけ法律で定められているというところで表を作っています。

ただ今、例に出ました「こどもの医療費に関する事務」でありましたら、資料2の一番上の段、①から④までの情報を実際の事務で使っており、また、これら以外にも使っている情報はありますが、この表にあります①から④までの情報しか他市町村からは取得できないこととなります。今、申し上げましたとおり、①から④までの情報以外の情報も使っている場合もあるのですが、それらに関しては法律に定めがないため、照会ができませんので、最大限に他市町村からの証明書を省けるとすれば、この①から④までの情報になります。

次に、番号を提供すれば、自動的に他市町村との連携をとるのかどうかについてですが、基本的には情報連携を行い添付書類の削減を目的にしておりますので、申請書に番号を記載して手続して頂くことで、門真市から他市町村に所得照会をしたり、生活保護の問合せをして、情報を入手するという形となりますので、基本的にはご本人様の申請に基づき、そのまま事務処理が流れていくと御理解いただければと思います。

玄番副会長 そうしますと、次の年度も同じような事務手続があることになるのでしょうか。

坂本課長補佐 今回のマイナンバー制度の部分でいきますと、1件、1件の手続ごとに本人確認を行うということになっていきますので、その1件の申請に対して、毎年同じような手続であっても、基本的には番号の確認をさせていただきまして、本人確認をきちんとすることになっていきます。番号が不正に利用できないように、マイナンバー法第16条で、本人確認の措置が義務づけられておりますので、本人確認をきちんとすることで、番号の不正利用を防いで、住民の皆様にご安心して手続していただけたと考えております。

玄番副会長 そうしますと一度得た情報は、単年度で処理されるということになるのでしょうか。

坂本課長補佐 手続としては、基本的にはそうなります。手続ごとにそれぞれ取得した情報の保存年限等は決まっておりますので、データとしては、個人番号とともにシステムに格納され保管されることとなります。

ただ、先ほど申し上げましたとおり、その手続をする度に本人確認は確実にしなければなりませんので、新たな手続の際は、手続毎に手続をされている方の番号が正しいのか、身元が正しいのかということを確認する必要があります。

保存年限がありますので、データベースに納められているものが、1年ごとに消されるかということ、そうではありませんので、その手続においてマイナンバーを扱える権限を付与された職員だけが、その情報にアクセスができ、その職員しか取扱いはしません。また、本人から確認を受けて、例えば、マイナンバーカードのコピー等をいただいたものについては、厳重に特定個人情報として施錠されたファイル等に保管するというような取扱いをそれぞれ行うこととなります。

玄番副会長 ありがとうございます。あともうひとつお聞きします。マイナンバーの登録は、拒否することができるのでしょうか。

坂本課長補佐 こちらは、今回の諮問案件ではなく、マイナンバー制度の仕組みの話になってしまいますが、お答えさせていただきます。個人番号は、住民票が作成される方、全てにマイナンバーが付番されますので拒否はできません。

玄番副会長 ありがとうございます。

藤田委員 1つ教えてください。例えば、障がい福祉課の中で他の市町村から生活保護関係情報を取りに行く場合に、この資料2でいえば、項番1あるいは項番9で別々に手続を行う場合に、項番1に関する情報を他市から取得し、項番9に関する情報を他市から取得しに行くということになるのですよね。どこかに蓄えられていて、それを参照するということでは当然ないですよ。

坂本課長補佐 おっしゃるとおりです。それぞれの事務手続ごとに情報連携を行うべきものとなっております。ただ、本人確認の措置については、1つの窓口で複数手続の受付をする場合がありますので、そのときの本人確認の措置については、おそらく1回にまとめてするようになると思いますが、他市町村への問合せにつきましては、1件の事務手続ごとに問い合わせする運用と想定しております。

藤田委員 今回の条例の条例名ですけれども「(骨子)」という言葉も入るのですか。

坂本課長補佐 「(骨子)」という言葉は、入りません。

藤田委員 わかりました。それと少しだけ気になることがあります。これは「ダメ」という意味ではありません。気になることは「4. 今後の方向性」です。これは基本的には特定個人情報委員会から出される事例を主な基準とすると。それで結構だとは思いますが。現在、8月6日に特定個人情報保護委員会から出されたいろんなケースがあって、それに基づいて門真市でチェックしたところ、ここに挙がっている15の事務だということになりました。今、番号をできるだけ活用しようという方向が出ているわけですが、そうすると今後、こういうケースにも使いたいということがいろいろ出てくると思います。そのときに門真市が、特定個人情報委員会が出される事例を主な基準とすることを方針とし、それを単に条例に加えまじょうと

いうプロセスではなく、可能であるならば、何らかの形で、これは正当であると認めてもらうという手続があるのではないのでしょうか。そういった手続をとりなさいということではないのですが、今後の課題として検討の余地はあるなと思います。今は、何かあれば情報をできるだけ表に出していきましょうという動きがありますので、この特定個人情報の取扱いは議論の場になってくることが予想されます。このような視点から、門真市においては、しかるべき手続をして、この事例は正当と認められている、という場を設けていることが望ましいのではないかと私は考えています。以上です。

植村会長 この骨子を適用して、また新しい事例が出てきた場合に、どこかで何らかの意見を聞くなり、あるいは別途手続をする等が考えられるかどうかという意見ですが、事務局としてはいかがでしょうか。

狩俣課長 今、藤田委員がおっしゃっていただきましたように、やはり個人情報につきましては、厳重に取り扱っていくという必要性がありますので、その案件についてどのように取り扱っていくのかは、問題点を確認し、整理しながらやっていく必要があると考えており、今後新しい事例が出たときの手続については、今後の検討課題としていきたいと、事務局としては考えております。

坂本課長補佐 今の説明に、補足をさせていただきます。まず、マイナンバー法自体が施行後3年を目途に大きく変わっていく可能性があります。今後、民間での活用等も視野に入れた上で法律が組まれておりますので、マイナンバー法を取り巻く環境というのがどのように変化していくのかが、大きな判断要因であると考えています。

この3年間については、地方公共団体での利用が中心ですので、大きく類型が変わるわけではないと考えていますが、ただ、3年後に法律がどのように改正されているかの状況については、わかりません。

今後その中で、取り巻く状況がどのように変わっていくかというところで、再度、今回審議会にお聴きすることも考えられると思いますので、今後の検討課題にさせていただきますと考えております。

植村会長 確認ですが、今回この骨子について諮問をいただきましたので、審議会としてはその諮問について回答をすることになります。今回新たに条例を制定することですので、案ができ上がりましたら、審議会にお見せ願いたいと思います。

坂本課長補佐 わかりました。条例の案を策定後、報告をするということによろしいでしょうか。

植村会長 それで結構です。個人情報保護審議会というのは、いわゆる個人情報保護条例について議論する場ですが、新しい条例については、関係ないということではないと思いますので。

坂本課長補佐 わかりました。条例の案ができましたら、それを紙媒体等で送付させていただくという対応によろしいでしょうか。その後その案に対して、何か御意見について、再度お伺いするというところでよろしいのでしょうか。

植村会長 特に意見をするというわけではなく、あくまでこの「4. 今後の方向性」についてのことです。条例の案を見て、何か意見をするというものではありません。

坂本課長補佐 わかりました。それでは条例の案ができ上がりましたら、紙媒体等で送付させていただきます。

藤田委員 パブリックコメントはいつからいつまでするのですか。

坂本課長補佐 10月5日から26日までの期間で行う予定です。

植村会長 他に質疑等がありますでしょうか。

(「なし」との声あり。)

植村会長 それでは以上をもちまして、質疑・応答を終了させていただきます。

それでは、お諮りしたいと思います。

ただいま議題となっております。「行政手続における特定の個人を識別するための

番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（骨子）について」は皆様方からただいまの議論の中でいただきました御意見を盛り込み、答申案を作成させていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

（「異議なし」との声あり。）

植村会長 御異議がないようでありますので、答申案ができあがりましたら、皆様の御意見をお伺いいたしたいと思っております。その際に、企画課からこれから行います、パブリックコメントの結果についても委員の皆様には確認していただきたいと申し入れがありますので、答申案については、皆様の御意見をお伺いするのはパブリックコメントの終了後になるかと思っておりますがそれでよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり。）

植村会長 御異議がないようですので、そのようにお取扱いをさせていただきます。

それでは次に、「その他」に移らせていただきます。まず事務局から報告はありますでしょうか。

狩俣課長 特にありません。

植村会長 事務局からは特にないようであります。委員の皆様方から何か発言はありますでしょうか。

（「なし」との声あり。）

植村会長 特にないようですので、「その他」を終了させていただきます。以上で本日の審議会が終わりました。本日は大変熱心に御審議賜りまして、誠にありがとうございました。これをもちまして本審議会を終了させていただきます。

閉会（午後 16時43分）